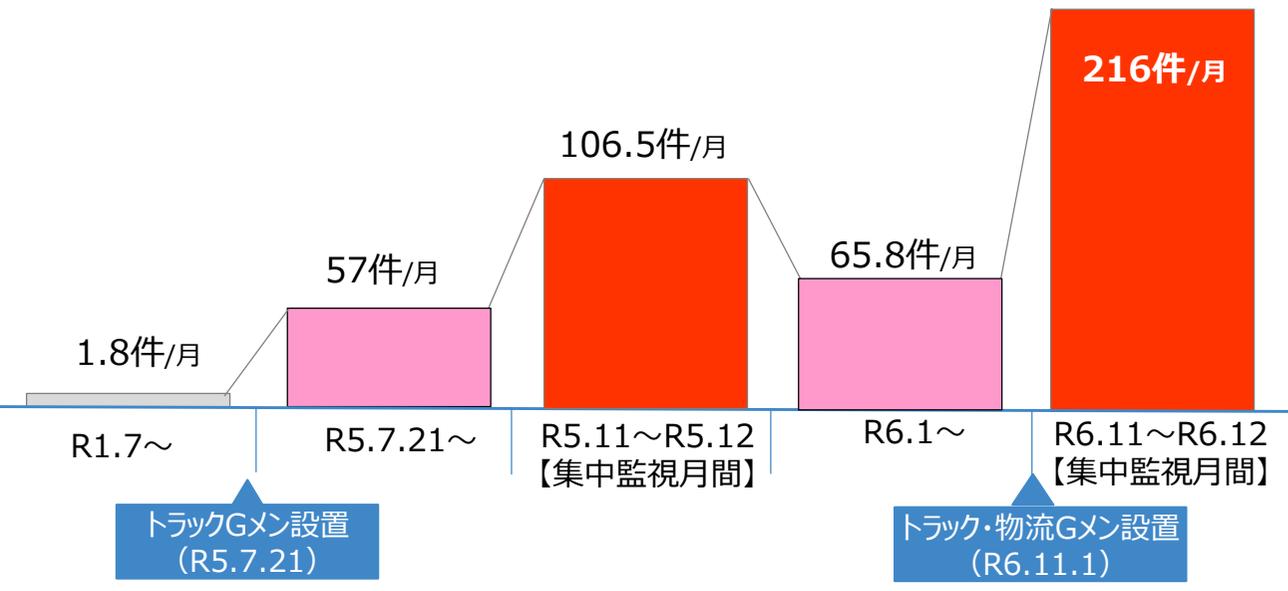


- 「物流革新に向けた政策パッケージ」（令和5年6月）に基づき、全国162名体制の「トラックGメン」を設置（令和5年7月）。  
関係省庁と連携して、悪質な荷主・元請事業者に対し、貨物自動車運送事業法に基づく「働きかけ」や「要請」を実施。
- 令和6年11月には、物流産業全体の取引適正化を進めるため、トラックGメンを「トラック・物流Gメン」へ改組し、本省・地方運輸局等の物流担当部署の職員と、各都道府県のトラック協会が新たに設ける「Gメン調査員」を加えた総勢360名規模に体制を拡充。
- 令和6年11月・12月を「集中監視月間」と位置づけて取組を強化し、「勧告」（2件）を実施（令和7年1月30日）したほか、「働きかけ」（423件）、「要請」（7件）による是正指導を徹底。

## トラック・物流Gメンによる集中監視月間の活動実績

＜月当たりの「働きかけ」「要請」「勧告」平均実施件数＞



### 働きかけ等の実施件数（R6.11～R6.12）

- 勧告 : 2件（荷主1、その他1）
  - 要請 : 7件（荷主4、元請2、その他1）
  - 働きかけ : 423件（荷主304、元請104、その他15）
- ⇒ 2ヶ月間で計432件の法的措置を実施

### Gメン調査員からの情報提供

- 運輸支局にR6.12.28までに計115件の通知あり

### 倉庫業担当Gメンによる倉庫業者へのヒアリング

- 業界と連携して倉庫業者へのヒアリングを実施。
- 各地方運輸局等においても、倉庫事業者や地区協会へのヒアリングを所轄地域にて実施。

今般「働きかけ」「要請」「勧告」の対象となった荷主等についてはフォローアップを継続し、改善が図られない場合は更なる法的措置の実施も含め厳正に対処。

# 集中監視月間に全国で実施した主な周知啓発活動

物流センター前で荷待ち状況のパトロール



ドライバーへの周知チラシ配布、ヒアリングの実施（Gメン調査員も同行）



倉庫事業者へ悪質な荷主の情報ヒアリング  
（トラック担当、倉庫担当Gメンが合同で実施）



経済産業局、県と合同の  
荷主への啓発活動



トラック法改正やGメン活動の紹介  
をするオンライン説明会の開催

